

## とっとり健康省エネ住宅性能基準適合証明制度要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、とっとり健康省エネ住宅性能基準（令和2年1月28日付第201900271095号鳥取県生活環境部長通知。）を満たす既存住宅（ただし、とっとり健康省エネ住宅認定制度要綱（令和2年5月18日付第202000037945号生活環境部長通知。以下「認定要綱」という。）第10条第1項の規定による認定を受けた住宅を除く。）に対する証明について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。）第2条第1項の住宅（集合住宅を含む。）をいう。
- (2) 住宅所有者 鳥取県内に建設された住宅を所有する者をいう。
- (3) 主要な断熱部位 屋根、天井、壁、床、基礎及びベランダ床（ベランダ下部が屋内空間である場合に限る。）の断熱をいう。
- (4) 性能区分 とっとり健康省エネ住宅性能基準において規定する断熱性能（外皮平均熱貫流率）及び気密性能（相当隙間面積）を指標とした次に掲げる3段階の性能区分をいう。集合住宅の場合にあっては、住戸単位の断熱性能で区分するものとし、気密性能は同一棟の住戸数の1割以上かつ2戸以上を測定により確認するものとする。

性能区分	外皮平均熱貫流率 (UA 値) [W/m <sup>2</sup> K]	相当隙間面積 (C 値) [cm <sup>2</sup> /m <sup>2</sup> ]
T-G1	0.48	1.0
T-G2	0.34	1.0
T-G3	0.23	1.0

- (5) ZEH 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第7条に基づく省エネルギー性能表示（BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）等、第三者認証を受けているものに限る）により、『ZEH』、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Orientedのいずれかの証書が発行された住宅をいう。
  - (6) 長期優良住宅 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の認定を受けた住宅をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、建築基準法、建築士法（昭和25年法律第202号）、建設業法（昭和24年法律第100号）、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）その他の建築に関する法令の規定で使用する用語の例による。

### (基準適合証明等)

第3条 住宅所有者は、自らが所有する住宅について、とっとり健康省エネ住宅性能基準を満たす旨の証明（以下「基準適合証明」という。）を住宅政策課長に申請することができる。

### (基準適合証明の申請)

第4条 住宅所有者は、基準適合証明を申請する場合は、とっとり健康省エネ住宅性能基準適合証明申請書（様式第1号）（以下「基準適合証明申請書」という。）に、次の各号に定める書類及び別表に定める図書（以下「基準適合証明申請添付書類等」という。）を添えて、住宅政策課長に提出しなければならない。

- (1) 気密性能試験結果報告書（様式第2号）
- (2) 住まいの性能及び住まい方に関する説明書（様式第3号）
- (3) 検査済証の写し（建築確認が不要の場合は建築工事届の写し）
- (4) ZEHであることを証する書類（ZEHの認証を受けている場合に限る。）
- (5) 長期優良住宅であることを証する書類（長期優良住宅の認定を受けている場合に限る。）

2 別表に掲げる図書に明示すべき事項を基準適合証明申請書に添える他の図書に明示する場合には、前項の規定にかかわらず、当該図書を基準適合証明申請書に添えることを要しない。

(基準適合証明書の交付等)

第5条 住宅政策課長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、申請された住宅が次の各号に掲げる事項に適合すると認めるときは、とっとり健康省エネ住宅基準適合証明書(様式第4号)(以下「証明書」という。)を住宅所有者に交付する。

- (1) 鳥取県内において建設された住宅であること。
- (2) 第2条第4号のいずれかの性能区分に該当する住宅であること。
- (3) 主要な断熱部位(基礎を除く)において冬季に内部結露が発生しないことを確認していること。
- (4) 建築工事業者が次に掲げる住まい方に関する事項について住宅所有者へ書面により説明していること。
  - ア 換気設備及び空調設備の点検、清掃、更新等に関すること。
  - イ 空調設備の運転等に関すること。
  - ウ 改修工事等を行う場合における工事図面等の履歴保存に関すること。
  - エ 改修工事等を行う場合における気密処理に関すること。
- (5) 証明年度の翌年度以降において毎年1回、住宅政策課長が前項に掲げる事項について住宅所有者に注意喚起のメールを送信することについて住宅所有者が承諾していること。

2 住宅政策課長は、次の各号に掲げる場合においては、とっとり健康省エネ住宅性能基準適合証明書不交付通知書(様式第5号)(以下「基準適合証明書不交付通知書」という。)を住宅所有者に交付しなければならない。

- (1) 申請された住宅が、第1項各号に適合しないとき
- (2) 申請された住宅が、審査の過程において基準適合証明申請書若しくは基準適合証明申請添付書類等に不備又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であることが明らかとなり、第1項各号に適合することが判断できないとき
- (3) 基準適合証明申請書又は基準適合証明申請添付書類等に記載された内容が明らかに虚偽であるとき

(住宅所有者の責務)

第6条 第5条第1項の証明を受けた住宅所有者は、証明された住宅を適切に管理し、次の各号に掲げる事項を遵守するよう努めるものとする。

- (1) 新築工事及び改修工事の図面及び関係図書について、工事履歴が確認できるよう保存すること。
- (2) 改修を行う場合にあつては、新築時の気密性能が損なわれないよう適切に処理すること。
- (3) 換気設備及び空調設備の点検、清掃、更新等を適切に行うこと。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

図書の種類	明示すべき事項
配置図	縮尺及び方位、敷地境界線、敷地内における建物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別
仕様書（仕上げ表を含む。）	各部位の断熱仕様（種別、厚さ）、使用している建材の断熱性能（熱伝導率等）
各階平面図	縮尺及び方位、間取りと各室の用途、断熱材を使用している位置、断熱材の種類及び寸法、開口部の位置、建具の種類（サッシ、ガラスの種類）及び寸法、床面積の算定式
立面図（4面）	縮尺、外皮面積の算定式、仕上げ材
矩計図	縮尺、各室の用途、断熱材を使用している位置、断熱材の種類、寸法及び構成、気密層の位置、開口部の位置、建具の種類（サッシ、ガラスの種類）並びに軒、ひさし、廊下、バルコニーの出の寸法
基礎伏図	縮尺、構造躯体の材料の種類及び寸法、断熱材を使用している位置、断熱材の種類及び寸法、基礎外周長及び土間床面積等の計算式
各種計算書	外皮性能計算書、計算書の入力値の根拠がわかるもの（外皮面積、土間床面積等）、主要な断熱部位の内部結露判定に関する計算書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第9条第1項に基づき登録された住宅性能評価機関による外皮性能の証明を受けた住宅については、外皮性能を証する書類を添付した場合に限り、外皮性能計算書の添付を省略することができる。）
その他図書	その他、住宅政策課長が必要と認めた図書